

## 【論 説】

# 都道府県・政令指定都市による住民意識 調査の最近の実施状況

山 田 茂

## 目 次

### はじめに

1. 実施状況の把握方法
  2. 実施・回収状況の特徴点
    - 1) 都道府県による調査
    - 2) 政令指定都市による調査
- むすびにかえて

### 参考文献

## はじめに

地方自治体当局にとって住民意識の定量的な把握の必要性は、近年非常に高まっている。また、住民意識の単なる把握だけでなく、意識調査の結果を直接行政活動に関する指針・評価基準に用いる試みがみられるようになった。少なくとも意識調査の実施などの広聴活動を通じて住民意識の把握に努める姿勢が必要であるとの認識は一般化している<sup>1)</sup>。

このような状況の中で意識調査の実施再開・定期化および一年度内に実施する回数の増加、自発的に応募した対象者に実施する方式から対象者を無作為に抽出する方式への切り替えなどの動きが最近目立つようになった<sup>2)</sup>。また、内閣府政府広報室編『世論調査年鑑』によれば、地方自治体の行政活動のうち個別分野を主題とする意識調査の件数は年次によって変動しているが、行政活動

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

全般を主題とする意識調査の件数は最近緩やかな増加傾向にある<sup>3)</sup>。

他方、意識調査の実地調査は行政当局が直接実施する場合においても困難度が増大しており、回収率は全般に低下傾向にある<sup>4)</sup>。意識調査のうち面接法・留置法によるものの実地調査のほとんどは、民間調査機関に委託されて実施されているので、その困難度は特に高いと考えられる。また、地方自治体の最近の財政事情から実施経費の削減の要請も強まっており、委託先の決定に際して入札制度を導入する動きが広がっている<sup>5,6)</sup>。

筆者は、一連の論考<sup>7)</sup>において対象者にとって身近な問題が取りあげられることが多い市町村による住民意識調査の最近の実施状況を住民の関心が高い市町村合併関連の調査を中心に考察し、対象地域の条件に適合した調査方法が選択されており、回収状況も調査方法に概ね対応したものであったことを指摘した。また、市町村が実施したこれらの調査の結果および関連情報の入手にはインターネットを利用した検索が非常に有効であった。

本稿の目的は、上記の論考に続く作業として住民によって日頃意識されることが市町村と比べて少ない都道府県による住民意識調査の実施・回収の状況を概観し、その特徴点を把握することである。特に本稿では、住民の行政に対する協力意識・自己情報の提供への不安感および在宅状況などが異なった地域を対象にさまざまな調査方法による意識調査が実施され、このような実施条件の相違が回収状況にどのように反映しているかという点に注目した。また、住民の意識と生活の状況からみて実地調査が最も困難であると考えられる政令指定都市を対象とする調査の実施と回収の状況についても併せて考察したい<sup>8)</sup>。政令指定都市は、都道府県と並ぶ財政規模を持っており、後にみるように意識調査の実施件数もかなり多い。なお、本稿でも市町村による住民意識調査に関する考察の場合と同じく、インターネットを利用した関連情報の収集に力を注いだ。

さて最近実施された地方自治体による住民意識調査を担当部局と調査の主題（テーマ）という点からみると、①広聴部門<sup>9)</sup>および企画部門による自治体行政全般に関わる質問が設けられている調査<sup>10)</sup>と②個別行政分野を担当する部

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

門による調査<sup>11)</sup>に大別される。①の類型の各調査が継続的にほぼ同一の方法で成人層全体を対象に実施されているのに対して、②の類型の各調査はその時期の重要な行政課題に即してアドホック的に実施され、調査事項（テーマ）・実施方法・対象者の属性などの共通性もあまり高くない。そこで本稿では、多くの都道府県において定期的に多数実施され、比較的共通性の高い①の類型の各調査のうち実地調査の困難度がとりわけ深刻な対象者を無作為に抽出して実施している調査に限定して考察を進める。

なお、本稿の執筆に際して、地方自治体による住民意識調査についてのサーべイとして中野（2002）および地方自治体による多数の住民意識調査の委託先である中央調査社の実務家による考察<sup>12)</sup>を参考にした。

### 注

- 1) 日本広報協会が2004年に実施した「都道府県広報広聴調査」によれば、約6割の都道府県が広報広聴活動の手段として「アンケート」を採用している。土橋（2006）
- 2) 千葉県は「県政に関する世論調査」の実施を2006年度から2回に増加し、高知県は1998年度以降中止していた「県民世論調査」の実施を2006年度から再開した。事前応募型調査から無作為抽出調査への切り替えは札幌市（2001年）・名古屋市（2003年）で行われた。
- 3) 都道府県が実施した「地方自治行政問題」を主題とする調査の実施件数は、1990年代前半には年間30件前後であったが、その後増加基調を示し、2000年以降は40件を越える年もある。
- 4) 内閣府政府広報室が全国を対象として実施した面接調査の回収率が6割を下回ることが2005年以降珍しくなくなっている。
- 5) 地方自治体による住民意識調査実施などの広聴事業費予算に限定した全国集計は、自治省（1997）以降見当たらない。広聴事業の経費は、中央から補助金を得られる市町村合併関連などの調査を除いて地方自治体の一般財源から充当されている。
- 6) 多数の地方自治体が住民意識調査の委託先の選定に入札制度を最近導入している。経費は、調査機関に委託している埼玉県の調査（3000人対象、面接法）の場合、2004年度～2006年度は1回各700万円前後となっている。埼玉県（2005）また、調査機関に委託せずに県庁職員が担当している愛媛県の調査（1200人対象、郵送法）では、2006年度の経費として「調査票作成」78千円・

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

- 「調査経費」602千円・「報告書作成」158千円が計上されている。愛媛県（2005）
- 7) 山田（2002）山田（2004a）山田（2004b）山田（2004c）山田（2006）
  - 8) 内閣府（総理府）政府広報室による「個人情報保護に関する世論調査」（類似の内容の別名称の調査を含む。1981年～2006年実施）の結果は、すべての年次において都市部ほど個人情報の提供に関して警戒感が強く、その程度が後の年次ほど高まっていることを示している。内閣府（2006b）
  - 9) 広聴部門が担当する調査であっても、個別分野の担当部局に質問の設定と調査結果の解説を委ねている場合がある（北海道・福島県・和歌山県・川崎市など）。
  - 10) 広聴部門が担当する調査の主題は住民生活の一般的な状態・年度ごとの広報関連を含む個別行政分野のテーマなどが多く、企画部門が担当する調査の主題は総合計画の策定および進行管理の資料・行政評価・住民の満足度の測定などが多い。なお、住民意識調査を担当する広聴部門は、ほとんどの地方自治体において広報部門に属している。
  - 11) 具体的な分野は、人権・環境・男女共同参画・福祉・健康・防災・教育・防犯・建設・市町村合併・選挙などである。
  - 12) 谷（2000）馬場（2001）幸村（2002）幸村（2003）穴澤（2004）門脇（2005）濱田（2006）。

## 1. 実施状況の把握方法

まず都道府県・政令指定都市による住民意識調査の全国的な実施状況を把握する方法に触れておこう。

以前は、刊行時期が調査の実施時期よりもかなり遅い内閣府政府広報室『世論調査年鑑』・総務省『統計調査総覧』以外には実施された調査を網羅的に収録した資料源が利用できなかった。しかもこれらの資料源の収録情報も立ち入った分析を行うためには制約が多いものであった。この点を確認するために、表1-1に個別調査の実施主体が開設したインターネット・サイトに収録された情報を含む各資料源の利用可能時期・収録内容などを対比した。

まず『統計調査総覧』の収録内容は、実地調査の相当以前に総務省へ届け出られた内容<sup>1)</sup>に基づく調査方法・対象者・調査事項などに関するものに限定さ

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

表1-1 各資料源の収録調査の範囲・収録情報など

資料源	収録調査の範囲				収録情報				
	調査 カバレッジ	対象者数 の下限	収録 期間	作成 周期	公表まで の期間	調査 方法	対象者 の範囲	回収率	調査 結果
内閣府広報室「世論調査年鑑」	大半 <sup>1)</sup>	500 <sup>2)</sup>	1年間	年度	12ヶ月～24ヶ月 <sup>3)</sup>	限定	限定	全体	単純集計
総務省政策統括官統計調査総覧』 同上「指定統計・届出統計月報」 <sup>5)</sup>	大半 <sup>1)</sup>	なし	5年間	年度	15ヶ月後以降 <sup>4)</sup>	やや詳しい	詳しい	—	—
個別調査の実施主体のサブ	大半	なし	届出時	月	—	同上	同上	—	—
	(ほぼ全数)	なし	不定	随時	概ね数か月以内	詳しい	詳しい、地域別も	クロス集計も	

1)近畿地方の政令指定都市の調査などに脱落しているものがある。

2)2001年～2006年に都道府県・政令指定都市が実施した調査の中で500を下回るものは見当たらない。

3)実地調査の実施年度の翌々年度初め。

4)平成16年版(2006年3月発行)の場合、2000年～2004年に「実施、承認又は届出の受理された」調査が掲載されている。

5)掲載内容は後日「統計調査総覧」に収録される。

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

れており、実地調査実施後に判明する回収状況・調査結果に関する情報は含まれていない。また、実施主体自身が調査の実施と結果を公表している住民意識調査のうち一部のものは収録されていない<sup>2)</sup>。

他方、『世論調査年鑑』の収録内容は、前年度実施の調査に関する内閣府政府広報室からの照会に回答を寄せた調査主体全体についての集計表<sup>3)</sup>の部分と個別調査の実施方法などの明細に関する部分に分かれている。後者には調査方法（調査対象者の範囲・総数・委託調査機関の名称を含む）・回収率に関する情報だけの場合と質問文・集計結果<sup>4)</sup>なども掲載されている場合（その調査の対象者・調査事項に一般性があり、回収率が一定水準<sup>5)</sup>以上の調査に限定）がある。

なお、『世論調査年鑑』に掲載されている各調査の実施に関する項目には、調査対象者の範囲の明細（地域別計画対象者数、外国籍住民の扱いなど）・実地調査の期間（日数）・実施状況の細部（対象者の属性別回収率・訪問調査における調査不能の内訳・予備標本使用の有無・郵送調査における督促の実施の有無・回答者の属性別構成など）・ウエイト付け集計の有無などは含まれていない。

このような事情があるので、個別調査の回収状況に関する立ち入った考察のためには個別調査の印刷報告書を閲覧するほかはなかった。なお、前節の末尾に挙げた中野（2002）および中央調査社の実務家による考察も、ほとんどが『世論調査年鑑』の掲載内容に基づいている。

他方、調査実施機関のインターネット・サイトには、その調査に関する基本的な情報のほか性別・年齢別・地域別などの対象者の属性別集計・質問間のクロス集計や調査票・過去の調査結果などを豊富に収録しているものが多い<sup>6)</sup>。さらに、そのサイト内の他のページを閲覧すれば委託調査機関の決定のための入札の状況・調査結果の利用状況などの関連情報の入手が可能な場合がある。

さて、調査結果の提供を、インターネットを利用して行う方式が普及とともに、全国的な実施状況を早期にほぼ網羅的に把握することが可能になった。

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

表 1-2 地方自治体のサイトに収録された住民意識調査（2002年2月現在）

自治体の種類	都道府県	政令指定都市	一般の市	東京の区	町村
地方自治体総数 <sup>1)</sup>	47	12	658	23	2554
開設HP数 <sup>2,3)</sup>	48	12	598	23	1146
調査結果収録HP数 <sup>3)</sup>	38	12	268	16	80
収録調査件数	163	47	216	26	85
1998年実施	24	3	32	5	7
1999年実施	38	8	57	3	27
2000年実施	48	16	64	7	23
東京圏 <sup>4)</sup>	8	4	18	7	4
2001年実施	23	6	60	7	17

1)自治体総数は2001年5月現在。

2)大阪府の開設サイトは2。地方自治情報センターのカウントによる。

3)他に市町村連合体のサイトが51、その収録調査は8。

4)東京圏は東京都と周囲3県。

出所 山田(2002)

表 1-2 は、2002年2月時点の地方自治体によるインターネット・サイト(HPと表記)の開設数およびサイトへの調査結果の収録状況を示したものである。都道府県・政令指定都市の場合、サイトの開設自体はこの時点ではほぼ完了しており、すでに相当数の調査結果<sup>7)</sup>が収録されている。この時期の前後にインターネットによる調査結果の提供は一般化したと考えて良いだろう。

住民の意識・意見の把握に積極的であるという姿勢を示すという目的から調査結果の利用者にとって利点が多いインターネットを利用した調査結果の提供は当然の措置であろう。調査結果を印刷物よりもかなり早期に提供できるという特性もインターネットを利用した提供が普及する原因であろう<sup>8,9)</sup>。

なお、各意識調査の実施主体の所在地の地元紙・全国紙の地方版の記事も、調査の実施状況の手がかりとして利用できるが、その情報量は限られている。

## 注

- 1) 総務省政策統括官（統計基準担当）『指定統計・承認統計・届出統計月報』は、翌々月開催の統計審議会への提出資料の一部として公表されており、後日『統計調査総覧』にも収録されている。なお、実地調査の委託先の名称・調査票の配布方法と回収方法が異なる場合の注記などが欠けていることがある。
- 2) 2000年以降に近畿地方の大都市が実施した調査など。『世論調査年鑑』にも同

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

- 様の脱落している調査がある。
- 3) 実施主体である都道府県を大都市が所在する都道府県とそれ以外、都市を人口規模別・政令指定都市とそれ以外などへ区分した集計・対象者数の規模を細分した集計などの実地調査の実情の立ち入った分析に必要な集計も欠けている（例 最近の『世論調査年鑑』では計画対象者が3000人～10000人の規模の調査は一つの区分に含められている）。
  - 4) 掲載されている集計結果は単純集計に限られている。
  - 5) 1997年度実施分までは70%以上、1998年度・1999年度実施分は62%以上、2000年度～2003年度実施分は60%以上、2004年度実施分は55%以上である。このように掲載される調査の回収率の下限が緩められることにも回収率の継続的な低下傾向が読み取れる。
  - 6) 府県・市のサイトの中には新しい調査結果が公表されると前回の調査結果を削除してしまう場合もある。
  - 7) ここでの調査件数のカウントは、広聴・企画部門による調査だけでなく、個別分野の担当部局による調査を含んでいる。
  - 8) 速報集計（東京都・富山県・滋賀県・山口県・横浜市など）や中間報告（北九州市など）を最終報告書とは別にインターネット・サイトに公表している例もある。
  - 9) 印刷報告書の全ページがサイトに収録されていない場合は、サイト上の情報の方が少なくなる。

## 2. 実施・回収状況の特徴点

本節では、都道府県・政令指定都市による住民意識調査の実施方法と回収状況の特徴点を考察する。考察の対象とする調査は、地方自治体の広聴部門・企画部門による自治体行政全般に関わる質問が設けられている調査のうち2000年以降実施分の調査に限定する。2000年以降に実施された調査の実施・回収に関する情報は、それ以前に実施された調査と比べて比較的豊富に実施主体のインターネット・サイトなどを通じて提供されていることが多い。また、「はじめに」で述べたように、考察の範囲を対象者を無作為に抽出した調査とし、実地調査の遂行に問題が生じることが少ない対象者を事前に募集する方式の調査（モニター調査）・集合調査および街頭調査<sup>1)</sup>は除外した。

## 1) 都道府県による調査

まずこの期間に実施された各調査の基本的な点（担当部局・名称・実施年など）を実施主体のサイトが収録している情報（2006年12月現在）および各年次の『世論調査年鑑』を利用してみておこう（表2-1）。継続調査の場合は、最新年次の調査の担当部局・調査の名称を示した。

担当部局は、広聴部門が過半数を占め、残りは企画部門である。

調査の名称<sup>3)</sup>では、「世論調査」、「意識調査」の順となっている。この両者で大半を占めており、「満足度調査」「アンケート」「ニーズ調査」<sup>4)</sup>「課題調査」などの他の名称はごく少数である。町村による最近の市町村合併関連調査の名称において相当数を占めていた「意向調査」は見当たらない。

定期実施開始の年次は、一般に大都市が所在する都道府県が早く、1960年代から実施されているものもある。それ以外の県では1970年代以降の開始が多い。

このようにして実施された調査の結果が実施主体のサイトに収録され始めた年次をみてみよう。1999年以前実施分のサイト収録は5県（島根・滋賀・埼玉・東京・広島）しかない<sup>5)</sup>が、2000年実施分以降は徐々に収録件数が増加している。2004年・2005年実施分はそれぞれ30件を越えている。2006年実施分の収録は、2005年実施分よりも少ない（2006年12月時点）が、2006年の後半に実施された調査の結果がまだ収録されていないためであろう。

調査の実施周期は、5年、3年、2年、毎年、一年間に複数回などであるが、毎年1回実施の場合が圧倒的に多い（周期が異なる複数の系列の調査を並行実施している都道府県については最も周期が短い調査の周期とした）。2000年以降に調査を実施した都道府県は30以上にのぼるが、2年以上の周期で実施されている場合（5県）と一年間に2回以上実施している場合は少ない。大都市が所在する財政規模が比較的大きい都道府県は、比較的早期に定期実施を開始しただけでなく最近では実施回数自体も多いといえる。

つぎに各県の最新の調査における調査方法の明細（調査票の配布・回収法、対象者の範囲・人数の規模、実地調査の期間などを含む）をみてみよう（表2-

表 2-1 都道府県による住民意識調査<sup>1)</sup>の実施・公表状況

1)広報・企画部門による調査に限定。2)実施か実施主体のサイト・『世論調査年鑑』・報告書の公立図書館所蔵・新聞記事などにより確認できた年次。

3)「年鑑」と表示の年次は、調査結果が「世論調査年鑑」にだけ収録されている(サイトには収録されていない)。すべて毎年に1回実施。

5)複数の調査を継続実施。 6)2001年調査は神奈川県(2002)による。

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

表2-2 都道府県による定期住民意識調査の実施方法

(最新調査の場合)

方法	都道府県	最新調査 実施年次	対象者の年齢		計画 対象者数	ブロック別 集計の区分	期間 (日数)	調査票 (頁数)
			下限	上限				
留置	山梨	2004年	20歳	—	2000		—	
	沖縄	2004年	15歳	74歳	2000	6	31	
	和歌山	2005年	20歳	—	2000	6	27	
	愛媛	2005年	20歳	—	1200	6	29	
	島根	2006年	20歳	—	1000	7	37	
面接	富山	2006年	20歳	—	1200	4	23	12
	山形 <sup>1)</sup>	2006年	20歳	—	1300	4	約2ヶ月	12
	茨城	2006年	20歳	—	1500	5	21	
	静岡	2006年	20歳	—	2000	3	25	
	埼玉	2006年	20歳	—	3000	5	38	12
	東京 <sup>2)</sup>	2006年	20歳	—	3000	7	18	16
	岐阜	2004年	20歳	—	10000	5	17	
	兵庫 <sup>3)</sup>	2005年	20歳	—	5000	10	27	4
	秋田 <sup>4)</sup>	2005年	20歳	—	4000	8	15	20
郵送	佐賀	2005年	20歳	74歳	3000		21	
	長野	2005年	20歳	—	2000	4	15	7
	大阪 <sup>5)</sup>	2005年	20歳	—	2000		15	
	広島 <sup>6)</sup>	2005年	20歳	—	2000	3	16	18
	三重 <sup>7)</sup>	2006年	20歳	—	10000	9	—	13
	岩手	2006年	20歳	—	7000	12	—	
	宮城	2006年	20歳	—	4000	7	17	41
	熊本	2006年	20歳	—	4000	11	20	
	宮崎	2006年	20歳	—	3500	6	—	11
	青森	2006年	16歳	—	3000	6	12	13
	千葉	2006年	20歳	—	3000	4	21	21
	神奈川 <sup>8)</sup>	2006年	20歳	—	3000	8	26	
	愛知	2006年	20歳	—	3000	4	15	
	滋賀 <sup>9)</sup>	2006年	20歳	—	3000	7	23	16
	山口	2006年	20歳	—	3000		—	
	香川	2006年	20歳	—	3000	5	—	19
	高知	2006年	20歳	—	3000		—	
	北海道	2006年	20歳	—	2500		—	
	栃木	2006年	20歳	—	2000	3	22	
	福島	2006年	15歳	—	1300	7	16	15

1)2006年に「新世紀やまがた課題調査」として郵送調査(6~7月)と面接調査(7~8月)を実施。

2)2001年実施分のみ外国籍住民を対象者に含む。

3)督促を1回実施。2003年以降外国籍住民を対象者に含む。4)督促を1回実施。

5)2000年以降外国籍住民を対象者に含む。大阪府(2002) 6)督促を2回実施。

7)督促を1回実施。8)2002年以降外国籍住民を対象者に含む。

9)1998年以降外国籍住民を対象者に含む。

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

2)。ここでは2004年～2006年に最新分の調査が実施された場合に限定した。

最近の調査において採用されている方法は、件数の順に往復郵送法（以下では「郵送法」と表記）、個別配布留置・訪問回収法（同じく「留置法」）、訪問個別面接法（同じく「面接法」）となっている。これ以外の方法を採用している調査は見当たらない。面接法による調査は、関東地方を中心とするごく少数の都県に限られている。

対象者の年齢の下限は、圧倒的に「20歳」が多い。10代の対象者を含む「15歳以上」（福島県）および「16歳以上」（青森県・沖縄県）は合わせて3県しかない。対象者の下限を「18歳」や「15歳」などとする調査が多い町村による調査とは対照的といえる。他方、対象者の年齢に上限を設けている県は少ない（佐賀県・沖縄県の74歳）。外国籍住民<sup>6)</sup>を対象者に含めていることを「調査の概要」などの中に明記しているのは4府県（大阪府・兵庫県・滋賀県・神奈川県）しかないが、近畿地方に多い。

各調査の対象地域は、すべて都道府県全域である<sup>7)</sup>。対象者数の都道府県内での地域別割り当ては、ほとんどが地域別の対象年齢人口または有権者数の規模に基づくものであった。山形県・岩手県・神奈川県・三重県・滋賀県・広島県・沖縄県による調査では、回答者数が地域間で大きく異なるので地域別の調査結果にウエイト付けを行っている。

計画対象者数の規模は、1000人～10000人の範囲に分布しており、3000人（34調査中11調査）の場合が最も多い。対象者数が4000人以上の調査の多くでは、県内ブロック別集計における区分が10前後設けられており、ブロック別の回答者数を一定数以上確保することを意識して対象者数の規模を決定したのではないかと考えられる。

なお、町村による住民意識調査に多数みられた世帯（の代表者）を対象とする調査はこの期間の都道府県の広聴・企画部門による調査には見当たらない。

計画対象者数を調査方法別にみると、郵送法（23件、平均3752人）、面接法（6件、平均2140人）、留置法（5件、平均1783人）の順となっている。対象者1人あたりの経費が多くなりがちな留置法・面接法の調査では、計画対象

者数の規模は一般に小さいといえる。

つぎに、実施期間の日数は留置法（平均31日）、面接法（平均25日）、郵送法（平均19日）の順となっている。郵送法における実施期間は、発送日から当初予定の締切予定日の間を公表している場合が多いと考えられるが、締切予定日後に到着した調査票を集計に含めたか否かに触れている場合は少ない<sup>8)</sup>。後掲の表2-3に示したように郵送法による調査の回収率は相当に低いのが通例であるので、回収数をできる限り増やす目的で遅延到着分を集計に加える措置がとられた場合が多いと考えられる。したがって、実質的な実施期間は上記の日数よりも多少長かった可能性がある。

つぎに実地調査の困難化の状況をみてみよう。実地調査の困難化は、「計画対象者総数」に対する「回収できた調査票」の比率である回収率の継続的な低下として現れる。表2-3には、都道府県による調査の回収率の推移を2000年～2006年についてみたものである。同一の調査方法によって継続的に実施された調査と実施方法が変更された調査に分けて示した。この期間における実施方法の変更は8件とかなり多い<sup>9)</sup>。異なった方法による2系列の調査を実施する方式に変更した山形県を除いて面接法または留置法から郵送法への変更であるので、変更後の回収率は変更前よりも大幅に低下している。このような変更の主な目的は経費削減および対象者の規模の拡大ではないかと考えられる<sup>10)</sup>。

調査内容<sup>11)</sup>・実地調査期間の日数・実地調査の担当機関による管理方法などの相違による影響も考慮する必要があるが、継続して実施された調査の回収率の水準は調査方法にはほぼ対応したものとなっている。すなわち、留置法（3件、概ね80%前後）、面接法（5件、概ね70%台）、郵送法（15件、概ね30%台～60%台）の順となっている。

このうち郵送調査については、督促の実施が回収率引き上げに一定の効果があると指摘されているが、2004年～2006年には4府県（大阪・秋田・兵庫・広島）しか実施を確認できなかった。この4府県による調査の回収率は、表2-3にみるように他県の郵送調査よりも特に高い水準ではない。

この期間の各調査の回収率の推移を個別にみると、郵送法による調査では全

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

表 2-3 調査方法別回収率の推移

都道府県	調査方法(の変更)		回収率 <sup>b)</sup>						
	旧方式	最新調査	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	
和歌山 <sup>c)</sup>	面接	留置	73.9						68.1
山梨	留置		91.6			89.7			
愛媛	留置		79.3	79.4	77.0	74.6	71.0		
島根	留置		89.5	85.2	86.1	83.9	78.6	86.4	
	留置法平均		89.5	85.4	82.8	80.5	81.0	78.7	
静岡	面接		82.4		83.2	83.7	77.6	75.4	76.4
茨城	面接		72.6		70.9	72.7	73.7	70.5	74.1
埼玉	面接		76.7	77.2	73.3	67.3	75.4	75.9	65.3
東京	面接		70.5	70.8	71.1	62.4	61.9	67.7	69.4
富山	面接		80.4	80.1	79.3	83.0	88.7	80.3	89.3
	面接法平均		76.5	76.0	75.6	73.8	75.5	74.0	74.9
山形	留置	面接					84.5	74.3	80.3
佐賀 <sup>d)</sup>	留置	郵送				78.1	41.6	40.2	
青森 <sup>e)</sup>	留置	郵送	77.0				48.1	35.0	45.2
千葉 <sup>f)</sup>	面接	郵送	70.7	73.4	70.1	70.3	71.7	72.1	49.0
宮城 <sup>g)</sup>	面接	郵送	68.8		56.4	48.0	47.6	43.2	43.0
岐阜 <sup>h)</sup>	面接	郵送	87.7		45.0		48.7		
広島 <sup>i)</sup>	面接	郵送	82.7		75.2		50.6		
北海道 <sup>j)</sup>	面接	郵送	68.1			56.7	60.5	50.6	50.8
秋田	郵送		65.4	65.2	58.4	57.5	58.3	56.0	
香川	郵送		74.9					37.0	38.6
岩手	郵送					64.1		61.8	58.2
熊本	郵送				38.9	42.4	37.4	29.2	35.8
三重	郵送				43.8	42.2	39.4	34.9	36.7
宮崎	郵送					62.5	49.2		52.1
愛知	郵送					49.7	53.2	51.5	50.9
山口	郵送					47.7	49.6	53.6	54.1
滋賀	郵送		64.1	62.7	57.6	60.5	55.5	55.0	
神奈川 <sup>k)</sup>	郵送		51.5			55.7	51.0	50.5	
大阪	郵送		64.2		44.1	48.4	48.2	53.2	
長野	郵送		68.3	74.9	65.6			68.2	
栃木	郵送		61.7	62.1	66.4	65.3	59.7	60.6	60.4
福島	郵送		62.2	58.0	60.5	62.2	61.8	59.3	58.5
兵庫	郵送		66.1	65.7	59.8	63.2	60.8	50.7	
	郵送法平均		65.8	62.1	56.6	56.0	52.8	51.6	50.1

1)1年に複数回実施している場合は、継続調査の回収率。継続調査がない場合は、実施時期が遅い調査の回収率。

2)2001年は面接法、2005年は留置法。

3)2003年までは留置法、2004年からは郵送法。

4)2000年までは留置法、2004年からは郵送法。

5)2005年までは面接法、2006年からは郵送法。

6)2001年までは面接法、2002年からは郵送法。

7)2000年は面接法、2002年からは郵送法。

8)2002年までは面接法、2004年は郵送法。

9)2000年は面接法、2003年からは郵送法。

10)2001年調査は神奈川県(2002)による。

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

般に低下傾向にあり、留置法・面接法による調査では大きな変化はみられない。なお、新規の委託調査機関が担当した留置法・面接法による調査の一部において回収率の回復や調査不能に占める「拒否」「一時不在」の減少がみられる場合があり、その調査の過去の回収状況における傾向や内閣府政府広報室などによる全国調査における傾向とは異なる動向であるのでやや不自然な印象を受ける<sup>12)</sup>。

つぎに各都道府県内の地域別回収率についてみてみよう。全国を対象とした内閣府政府広報室による面接調査では、農村色が濃い地域ほど回収率が高く、大都市になるほど回収率が低くなる傾向が長期間にわたって認められる。表2-4は、2004年～2006年に実施された府県域内の地域別回収率が入手できた調

表2-4 府県域内の地域別回収率

方法	県	実施時期	日数	計画標本	集計 地域数	地域別回収率(単位 %) <sup>1)</sup>		
						最高の地域	最低の地域	
留置	山形 <sup>2)</sup>	2004年5月	約3ヶ月	1300	3	町村部 85.3	山形市 79.5	
	和歌山	2005年7月	27日	2000	6	新宮 81.1	橋本 56.2	
	愛媛	2005年11月	29日	1200	6	宇和島 86.0	松山 64.4	
面接	茨城	2006年8月	21日	1500	5	県北 81.2	鹿行 48.9	
	埼玉	2006年7月	38日	3000	5	北 71.7	西 62.5	
	富山	2006年8月	23日	1200	4	高岡 93.6	魚津 82.1	
	静岡	2006年7月	25日	2000	3	中部 81.9	東部 70.6	
郵送	千葉	2006年8月	21日	3000	4	南 50.9	西 46.6	
	神奈川	2006年7月	26日	3000	8	足柄上 56.0	川崎市 45.8	
	長野	2005年3月	15日	2000	4	中信 74.9	南信 60.8	
	愛知	2006年7月	15日	3000	4	西三河 54.8	名古屋市 48.3	
	三重	2006年5月	不明	10000	9	津・久居 36.8	熊野 25.0	
	大阪 <sup>3)</sup>	2005年9月	22日	2000	8	南河内 63.4	大阪市 52.5	
	香川	2006年7月	16日	3000	5	東讃 40.8	小豆 37.5	
	熊本	2006年2月	20日	4000	11	水俣市 40.6	玉名市 31.1	
	滋賀	2006年6月	23日	3000	7	湖西 60.2	湖南 52.9	
	兵庫 <sup>4)</sup>	2005年9月	27日	5000	10	但馬 62.4	阪神南 41.4	
	広島 <sup>5)</sup>	2005年8月	16日	2000	3	備北 56.8	広島 49.5	

1)各県とも居住地の項目が無回答の場合を含む。 2)日数は不明。

3)督促1回。「府民の意識と行動に関する世論調査」(表2-2、表2-3に掲げた調査とは別の調査)

4)督促1回。 5)督促2回。

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

査（一部は筆者が算出）のうち最新実施分について回収率が最高の地域と最低の地域を示したものである（山形県による調査だけは、最新実施分ではなく「町村部」「市部」別回収率が利用できる2004年実施分を掲げた）。

どの調査方法においても大半の府県において中規模以上の都市とその周辺の地域において回収率が低く、農村色が濃い地域の回収率が高い。このような傾向は、地域別回収率のデータが入手できた過去数年間に実施された調査でも共通であった<sup>13)</sup>。このうち郵送調査の場合には、担当調査員の対応の相違によって回収率の差が生じる可能性がある面接法・留置法による調査とは異なり、対象者側の事情によってこのような地域別回収率の相違が生じたと考えられる。

表2-4において他の府県とは逆の傾向（農村部の回収率が都市部より低い）を示している香川県・三重県による郵送調査については、回答者が記入に長時間を要すると考えられる調査項目が多数設定されており（調査票はそれぞれ19頁、13頁）、農村部に多い高齢者などの回答意欲が失われた場合が多かったためではないかと考えられる<sup>14)</sup>。この2件の調査の県全域についての回収率は、いずれも30%台という郵送調査の中でも特に低いものであった。

### 2) 政令指定都市による調査

以下では、都道府県による住民意識調査とほぼ同様の方法で政令指定都市による調査の実施と回収状況を概観する。なお、今回の考察では対象を政令指定都市全域を対象地域とする調査に限定し、都市内の行政区単位の調査は除外した<sup>15)</sup>。

表2-5に2000年～2006年における政令指定都市による調査の実施状況を示した。調査の実施周期は、1年に1回が最も多く、これに一年間に複数回実施している場合（札幌市・名古屋市・京都市）が続いている。2年以上の周期のものはない。このうち札幌市・名古屋市では、それぞれ留置法と郵送法による2系列の調査を最近は毎年実施している。政令指定都市は所在都道府県と同様に1年に複数回実施している場合が多いといえる。実施主体の財政規模と住民意識把握の必要性の強弱などが影響しているのであろう。

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

表2-5 政令指定都市による住民意識調査実施状況

都市	担当部局	最新調査		実施 <sup>1)</sup>	開始年次	サイバ収録	実施年次別実施回数 <sup>2)</sup>					
		名称	開始時期				2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
札幌	広報部市民の声を開く課	市政世論調査 <sup>3)</sup>	1968年	1997年	新聞	1	1	1	1	1	1	1
札幌	広報部市民の声を開く課	市民アンケート <sup>4)</sup>	2001年	2001年		2	2	2	2	2	2	1
横浜	都市経営局政策部政策課	市民意識調査	1972年	2000年		1	1	1	1	1	1	1
川崎	総務局市民情報室	市民アンケート <sup>5)</sup>	1975年	1999年	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡	市長公室広報課	市民意識調査 <sup>6)</sup>	2005年	2005年						1	1	1
名古屋	地域振興部広聴課	市政世論調査	1960年	2000年	1	1	1	1	1	1	1	1
名古屋 同上	市政アンケート <sup>7)</sup>	2003年	2003年				4	4	7	7	5	5
京都	総合企画局市長公室広報課	市政総合アンケート	1999年	2003年				3	3	3	3	2
大阪	市民局	世論調査 <sup>8)</sup>	—	2000年	1	1	1	1	1	1	1	1
神戸	市民参画推進局広聴課	市民1万人アンケート <sup>9)</sup>	2001年	2001年		1	1	1	1	1	1	1
広島	企画総務局企画調整部	市民意識実態調査	2004年	2004年					1	1	1	1
北九州	総務市民局広聴課	市民意識調査 <sup>10)</sup>	1978年	2003年	新聞	新聞	年鑑	年鑑	1	1	1	1
福岡	市長室広聴課	市民意識調査	1976年	2003年	年鑑	年鑑	年鑑	年鑑	1	1	1	1

1)定期実施が確認できた年次。

2)「年鑑」は調査結果は「世論調査年鑑」だけに収録(サイトには収録されていない)。「新聞」は新聞記事による。すべて年間1回実施。

3)2000年は北海道新聞社(2001)による。4)2000年度まではモニター調査を実施。2006年度は2回実施予定。5)2006年度は2回実施予定。

6)静岡市は2005年4月から政令指定都市。2005年調査の結果は、2006年12月現在削除されている。

7)2003年度から対象は無作為抽出(2002年度までは対象は被験者)。上の表は各暦年の回数を表示。8)テーマは毎回異なる。

9)2001年まで「市民全世帯アンケート」を実施。10)2000年調査・2001年調査は、西日本新聞社(2000)、同(2002)による。

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

調査の名称は、「意識調査」「世論調査」「アンケート」の3種類がほぼ同数使用されている。都道府県による調査では少なかった「アンケート」が、札幌市・神戸市・京都市・名古屋市・川崎市による調査で用いられている。

表2-6には政令指定都市によって実施された最新の調査の調査方法の明細を示した。調査方法は、郵送法が約4分の3を占め、次いで留置法となっている。面接法を採用している調査は2006年現在横浜市によるものだけである。この3種以外の方法は、福岡市による郵送送付・訪問回収法の調査だけである。この期間中の調査方法の変更は、川崎市（2005年まで留置法→2006年から郵送法）だけであった。なお、この期間中の事前応募型調査から無作為抽出調査への切り替えは、札幌市（2001年から）・名古屋市（2003年から）による調査で行われている。

計画対象者数の規模は、1500人～10000人の範囲に分布している。対象者数が3000人以上の規模が大きい調査（13調査のうち8調査）の比率は、都道府県の場合よりも高い。調査方法別に計画対象者数の規模をみると、郵送法（9件、平均4926人）、面接法（横浜市のみ、2000人）、留置法（3件、平均2000人）<sup>16)</sup>となっている。対象者1人あたりの経費が少額で済む郵送法による

表2-6 政令指定都市による住民意識調査の実施方法

都市	名称	実施時期	方法	（「外国籍住民」以外の項目は最新調査の方法）				
				対象者の年齢		外国籍 住民 <sup>1)</sup>	計画 <sup>2)</sup> 対象者数	地域集計 の区分数
				下限	上限			期間 (日数)
札幌	市政世論調査	2006年	留置	20歳	—	—	1500	30
名古屋	市政世論調査	2005年	留置	20歳	—	2000年	2500	37
福岡	市民意識調査	2005年	郵送・留置 <sup>3)</sup>	20歳	—	2003年	2000	22
横浜	市民意識調査	2006年	面接	20歳	—	1996年	3000	18
								14
札幌	市民アンケート	2006年	郵送	20歳	--	—	10000	30
川崎	市民アンケート	2006年	郵送	20歳	—	2000年	3000	18
静岡	市民意識調査	2006年	郵送	20歳	--	—	5835	21
名古屋	市政アンケート	2006年	郵送	20歳	—	2003年	2000	15
京都	市政総合アンケート	2006年	郵送	20歳	—	2003年	3000	11
大阪	世論調査	2005年	郵送	20歳	—	2000年	2500	3ヶ月 <sup>4)</sup>
神戸	市民1万人アンケート	2005年	郵送	20歳	—	2001年	10000	9
広島	市民意識実態調査	2006年	郵送	18歳	--	—	5000	8
北九州	市民意識調査	2005年	郵送	20歳	—	2003年	3000	22

1)対象者に含まれていることが確認できた年次のうち最初の年次を示した。

2)静岡市の計画対象者数は、20歳以上人口全体の約1%相当。 3)郵送配布、訪問回収。

4)9月～11月。日数は示されていない。 5)当初予定は16日間。

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

調査に対象者数の規模が大きいものが多いといえる。

対象者の年齢の下限は、「20歳」がほとんどであり、2006年現在広島市だけが「18歳」である（横浜市は2005年調査だけ「15歳」）。一部の県による調査のように計画対象者の年齢に上限を設けている例はない。

外国籍住民は、都道府県による調査では近畿地方所在の府県などによる少数の調査に対象者に含めている場合がみられたが、政令指定都市による調査では川崎市以西の都市によるほとんどの調査において対象者に含められている<sup>17)</sup>。

調査方法別の実施期間の日数は、留置法（3件、平均37日）、郵送法（日数が表示されていない大阪市を除いて8件、21日）、面接（横浜市ののみ、14日）の順となっている。ただし、郵送法による調査では都道府県による調査に関して指摘したように、当初予定した締切日後に到着した調査票の扱いを明示している場合は少ない（広島市の調査では集計に加えたと表示）。大阪市による調査の具体的な日数を入手できれば、平均日数はかなり長くなる可能性がある。

つぎに、回収率の水準（表2-7）を概観してみよう。都道府県による調査と同じく、各調査の回収率は採用されている調査方法にほぼ対応している。すなわち、留置法（概ね60%～80%）、面接法（70%前後）、郵送法（概ね40%～60%）の順となっている。2000年以降の推移をみると、郵送法による調査では大きな変化はなく、概ね低下傾向の名古屋市による調査を除いて留置法による調査でも安定している。唯一の面接法による調査である横浜市<sup>18)</sup>によるものでは、委託調査機関の交替後に都道府県による一部の調査と同様に回収率が上昇し、同じ時期には「調査不能の理由」の内訳にも変化が生じている<sup>19)</sup>。

他方、所在都道府県による調査と同一の方法による調査の回収率の水準を比較すると、所在都道府県による調査よりも回収率が低い場合（札幌市・神戸市・川崎市・広島市）の方が高い場合（大阪市）よりも多い<sup>20)</sup>。これは、政令指定都市による調査の対象地域が都道府県による調査において回収率が高かつた農村部を含んでいないためであろう<sup>21)</sup>。

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

表2-7 政令指定都市による住民意識調査の回収率の推移

都市	調査方法(の変更)		回 収 率 <sup>1)</sup> (単位 %)						
	変更前	変更後	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
札幌	留置 <sup>2)</sup>		80.0	80.7	86.5	80.1	80.7	86.3	81.1
名古屋	留置		80.8	82.2		82.5	77.7	61.2	
福岡	郵送留置 <sup>3)</sup>		85.5	85.3	89.8	86.4	87.1	89.0	
横浜	面接		72.3	74.0	68.6	69.7	61.7	74.1	74.7
川崎	留置 <sup>4)</sup>	郵送	69.7	70.1	68.4	68.7	65.1	65.9	46.3
札幌	郵送			51.6	49.2	48.3	44.3	51.0	44.6
静岡	郵送 <sup>5)</sup>							51.9	52.9
京都	郵送					45.4	43.5	48.3	45.3
大阪	郵送		56.8	54.5	50.4	58.3	64.8	58.6	
神戸	郵送 <sup>6)</sup>			52.5	42.1	50.9	50.3	49.7	
広島	郵送							42.1	43.2
北九州	郵送 <sup>7)</sup>		57.9	57.5	61.6	58.2	57.5	62.0	
名古屋	郵送					48.6	50.9	50.0	51.9

1)表2-5に「年鑑」「新聞」と注記がない年次の回収率は、実施主体のサイトによる。1年間に複数回実施している場合は、継続調査の回収率。継続調査がない場合は、実施時期が最も遅い調査の回収率。

2)2000年調査の回収率は北海道新聞社(2001)による。

3)郵送配布、訪問回収。4)2005年実施分までは留置法、2006年実施分は郵送法。

5)2005年分の回収率はGoogleのサブの収録情報による。

6)各年次とも督促を調査票発送の1週間後に実施。

7)2000年調査・2001年調査の回収率は西日本新聞社(2000)・同(2002)による。2003年調査では督促を1回実施。

## 注

- 1) 対象者が無作為抽出でない調査は、都道府県・政令指定都市とも最近も事前応募式を中心に行なわれている。たとえば、福井県は、2003年に3回広聴員および広聴員を通じて選んだ20歳以上を対象とする調査(回収829票～883票)を実施している。広島市は、2004年5月～6月に「概ね15歳以上」を対象に街頭調査(回収2914票)を実施している。
- 2) それぞれの回の調査主題は異なっている。
- 3) 調査の名称は、インターネット上の情報を検索する際に「キーワード」として使用するので、調査の名称が一般的なものではない場合は検索から脱落する可能性がある。
- 4) 神奈川県による「県民ニーズ調査」のサブタイトルは「○○に関する県民意識調査」となっている。
- 5) 島根県では1996年以降実施分の「県政世論調査」の結果を、札幌市では1997

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

年以降実施分の「市政世論調査」の結果を自身のサイトに収録している。この両者が最も早い時期に実施された調査結果の収録である。サイト開設の時期以前の実施分の収録は少ないと考えられる。

- 6) 滋賀県による郵送調査・横浜市による面接調査では翻訳調査票が使用されている。
- 7) 広報・企画部門による調査ではないが、2004年9月に三重・和歌山・徳島・高知4県によって実施された「4県共同地震・津波県民意識調査」は、4県全域を対象地域としている。東京経済大学（2006）
- 8) 最近の実施分では秋田県（2005年）・広島市（2006年）による郵送調査において締切日の繰り延べが行われている。
- 9) この期間以前にも調査方法の変更が行われている（神奈川県は1996年調査から留置法から郵送法に変更）。日本銀行が全国を対象地域として実施している「生活意識に関するアンケート」（20歳以上4000人対象、3ヶ月周期）でも、2006年5月までの留置法から2006年8月以降郵送法へ変更された。
- 10) 酒類（2004）は、調査方法の特性を考慮して選択することを地方自治体の実務担当者に勧めている。
- 11) 2006年に宮城県によって実施された郵送調査では、41ページもの調査票が使用され、回収率は43%であった。回答を寄せた場合も「約77%が調査の回答に1時間以上を費やしており、2時間以上をかけた人は全体の約43%を占めている」という状況であったので、回収率が低くなるのは当然であろう。宮城県（2006）
- 12) 予備標本の使用などの可能性がある。
- 13) 神奈川県の場合、1996年以降ほぼ同一の分量の5回の郵送調査が実施されているが、「足柄上」地区（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）の回収率は全県8ブロックの中で4回の調査において最高であり、「川崎市」の回収率も4回最低であった。神奈川県（2002）神奈川県（2006）
- 14) 年齢別回収率が示されている調査は多くないが、いくつかの調査では回収率は20代において最も低く、中年層が最も高く、高齢層では20代に次いで低いというパターンがみられる（長崎県・静岡市）。このような傾向は、日本銀行による「生活意識に関するアンケート」（前掲）にもみられる。
- 15) さいたま市・横浜市・川崎市などの政令指定都市が市域内の特定の行政区を対象に実施している。
- 16) 調査票の送付は郵送により、回収は訪問によるという方式の福岡市による調査は、留置法に含めて計算した。
- 17) 計画対象者総数において外国籍住民が占める比率は、神戸市による調査では3%（2001年～2005年実施分）、大阪府による調査では25%（2005年実施分）、

## 都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

- 横浜市による調査では約2%（2006年実施分），北九州市による調査では1%（2003年～2005年実施分）である。横浜市（2006）ほか
- 18) 1972年以来面接法による調査を継続実施している横浜市による調査の回収率は、1990年代まではほぼ70%台で推移していた。横浜市企画財政局（1991）
  - 19) 2005年以降「拒否」「長期不在」「住所不明」が2004年以前と比べて大幅に減り、同じく「一時不在」「転居」が大幅に増えている。
  - 20) 名古屋市による調査の回収率は、愛知県による調査とほぼ同じ水準であった。
  - 21) 川崎市による留置法の調査では、旧市街に相当する区の回収率が郊外の住宅地の区よりも低い傾向が認められる。

## むすびにかえて

以上の考察の結果を簡単に要約しておこう。各調査の実施方法と回収状況は、概ね対象地域の住民の生活と意識および調査主体の必要度・財政事情などに対応したものといえる。調査方法や委託調査機関の選択では、経費削減を目的に変更が行われる場合が最近目立っている。各調査の対象者全体についての回収率の水準は、採用されている調査方法にはほぼ対応したものであった。他方、都道府県内の地域別の回収率は、高齢者が多い農村色の濃い地域ほど一般に高いので、世代交代と住民意識の都市化とともに今後も回収率の全般的な低下傾向が続くと考えられる。また、従来の委託先以外の調査機関が受託して実施された調査が最近増加しているが、その中には回収率や調査不能の理由などのデータの動向に不自然な場合がみられる。

本稿の考察は、調査方法と回収率を中心としたごく概括的な分析に留まっており、政令指定都市以上に実地調査が困難と考えられる東京都区部の状況についても触れることができなかった。早い機会に調査の主題（テーマ）・質問数・質問の形式・調査不能の理由・調査結果の公表時期・利用状況などを含めた立ち入った考察を再度行いたい。

## 参考文献

- (各インターネット・サイトに収録された文書および新聞記事データベース「日経テレコン」に収録された記事は2006年12月に確認)
- 横浜市企画財政局（1991）『横浜市民意識の変遷調査 平成3年』横浜市企画財政局  
自治省（1997）「平成7年度都道府県・政令指定都市の広報広聴活動」『官報資料版』  
平成9年10月1日付
- 谷 幸永（2000）「地方自治体の『世論調査』の主題と傾向」中央調査社『中央調査報』511号 平成12年5月
- 西日本新聞社（2000）「『北九州市政』調査『青少年の育成を』3位 前年9位の要望急浮上…」『西日本新聞』2000年11月29日付朝刊
- 北海道新聞社（2001）「札幌市政に対する住民要望」『北海道新聞』2001年2月28日付朝刊
- 馬場英之（2001）「地方自治体の『世論調査』の主題と傾向」中央調査社『中央調査報』523号 平成13年5月
- 西日本新聞社（2002）「高齢社会対策、思いは切実 北九州市政への市民の要望 7年連続1位に…」『西日本新聞』2002年1月9日付朝刊
- 中野正雄（2002）「自治体の行う調査」林知己夫編『社会調査ハンドブック』朝倉書店
- 山田 茂（2002）「地方自治体のホームページに収録された世論調査結果の概況」中央調査社『中央調査報』533号 平成14年3月
- 神奈川県県民部広報県民課（2002）『県民の生活と県政についての意識調査』神奈川県県民部広報県民課
- 幸村孝之（2002）「地方自治体の『世論調査』の主題と傾向」中央調査社『中央調査報』539号 平成14年9月
- 大阪府（2002）「大阪府在日外国人施策に関する指針」大阪府サイト  
(<http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/jinken/measure/shishin/honbun.htm>)
- 幸村孝之（2003）「地方自治体の『世論調査』の主題と傾向」中央調査社『中央調査報』551号 平成15年9月
- 山田 茂（2004a）「地方自治体が実施する世論調査の把握方法」日本世論調査協会『よろん』93号 平成16年3月31日
- 山田 茂（2004b）「町村等による住民意識調査の実施状況の動向」国士館大学政経学会『政経論叢』第128号 平成16年6月
- 埼玉県（2004）「事務事業評価シート」埼玉県サイト (<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BI00/hyoukakekka/H16kekka/jigyou/03soumu/03060.pdf>)
- 穴澤大敬（2004）「地方自治体の『世論調査』の主題と傾向」中央調査社『中央調査報』561号 平成16年7月

都道府県・政令指定都市による住民意識調査の最近の実施状況（山田）

- 醍醐朝美（2004）「『聴く』というもう一つのメディア～アンケート活用のすすめ」  
『広報』2004年10月号 日本広報協会
- 山田 茂（2004c）「町村・合併協議会等による住民意識調査の回収状況」国士館大学  
政経学会『政経論叢』第130号 平成16年12月
- 門脇一茂（2005）「地方自治体の『世論調査』の主題と傾向」中央調査社『中央調査  
報』573号 平成17年7月
- 愛媛県（2005）「平成17年度事務事業評価表」愛媛県サイト（[http://www.pref.ehime.jp/hyouka/se\\_kekka/se\\_h17pdf/17kj1304.PDF](http://www.pref.ehime.jp/hyouka/se_kekka/se_h17pdf/17kj1304.PDF)）
- 土橋幸男（2006）『分権時代の広聴入門』ぎょうせい
- 内閣府政府広報室（2006a）『世論調査年鑑 平成17年版』国立印刷局（『世論調査年  
鑑平成16年版』以前については省略）
- 宮城県（2006）「第5回県民満足度調査分析結果報告書」宮城県サイト（[http://www.pref.miyagi.jp/hyoka/18mannzoku/houkokusho\\_5kai/tyousa\\_gaiyou.pdf](http://www.pref.miyagi.jp/hyoka/18mannzoku/houkokusho_5kai/tyousa_gaiyou.pdf)）
- 山田 茂（2006）「市町村合併関連住民意識調査の最近の実施状況と結果の公表状況」  
国士館大学政経学会『政経論叢』第136号 平成18年6月
- 濱田江里子（2006）「地方自治体の『世論調査』の主題と傾向」中央調査社『中央調  
査報』585号 平成18年7月
- 内閣府政府広報室（2006b）「個人情報保護に関する世論調査」内閣府サイト  
(<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-hogo/2-2.html>)
- 日本世論調査協会（2006）「世論調査インデックス」日本世論調査協会サイト  
(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/japor/search/kensaku.html>)
- 総務省政策統括官（統計基準担当）（2006）「統計審議会議事録・配布資料」総務省サ  
イト（<http://www.stat.go.jp/index/singikai/3.htm>）
- 横浜市市民活力推進局広報相談サービス部広聴相談課（2006）「『市民の声』の公表  
横浜市青少年基本調査報告書における申し入れ」横浜市サイト（<http://cgi.city.yokohama.jp/shimin/kouchou/search/data/18003160.html>）
- 東京経済大学（2006）『4県（三重県・和歌山県・徳島県・高知県）共同地震・津波県  
民意識調査報告書』徳島県危機管理局サイト（<http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/WMV/B007?opendocument>）
- 神奈川県県民部広報県民課（2006）「県民ニーズ調査」神奈川県サイト（<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kohokenmin/shumoni/needs/index.html>）
- 高知県県政情報課（2006）「行事概要書（No.00011710）」高知県サイト（<http://web2.pref.kochi.jp/kisya/inet/html/00011/00011710.html>）
- 千葉県企画部報道監（2006）「県政に関する世論調査」千葉県サイト（[http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b\\_kouhou/center/kouchou/yoron.htm](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_kouhou/center/kouchou/yoron.htm)）